

## 民生委員・児童委員を対象とした児童虐待防止研修 の開発とその効果の検討： 民生委員・児童委員活動の可能性に着目して

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学通信教育部 公開日: 2025-06-17 キーワード: 作成者: 鎌田, 宗純 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000650">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000650</a>

# 民生委員・児童委員を対象とした児童虐待防止研修の 開発とその効果の検討

— 民生委員・児童委員活動の可能性に着目して —

鎌 田 宗 純

## はじめに

近年、重篤な虐待死等児童虐待に関連する報道を新聞・テレビ・雑誌等のマスメディアから見聞きする頻度が増え、その度に、児童虐待問題の深刻化が叫ばれたり、児童虐待防止の必要性が訴え続けられている。こども家庭庁（2024）は、2022年に日本全国232か所の児童相談所が対応した児童虐待相談は219,170件であったと公表した。

これは、公式的に児童虐待相談対応件数を公表した1990年以来、過去最多である。

わが国の主要な社会問題のひとつとなった児童虐待に対して、こども家庭庁（2024）は、児童虐待防止対策の中心を担い、189（電話）での児童虐待通告の受付、親子のための相談LINE、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、法令・指針の策定、調査・検証、啓発活動等の取り組みを行っている。また、基礎自治体が児童と家庭に関する第一義的な相談・通告の窓口を担い、児童相談所が基礎自治体への後方支援および専門的な知識や技術を必要とするケースへの対応を担うという児童虐待を2層構造で対応する仕組みを整えている。

山本（2004）は、民生委員・児童委員は子育ての不安やストレスを軽減することや子育て家庭が地域社会から孤立することを防ぐことができる。そのため、児童虐待の対策の一端を担うことができる可能性を示唆している。また、地域住民に最も身近な存在である民生委員・児童委員の活動は、地域における児童虐待の早期発見や防止となり、児童虐待防止対策においてもその役割を期待できると指摘している。

厚生労働省（2004）は、民生委員・児童委員にお

ける児童虐待への取り組みとして『児童委員の活動要領』を作成し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、再発防止、要保護児童対策地域協議会への参画等児童虐待防止対策として重要な役割を民生委員・児童委員が担っていることを示している。

地域共生社会の実現で国が示している「断らない支援」は、地域の専門機関が協働・連携してすすめることになっている。地域共生社会が目指す地域づくりは、地域住民や多様な地域の主体が参画するものである。大村（2010）は、活動を継続的、組織的に行える基盤がある民生委員・児童委員は、基礎自治体等の協力機関として位置づけられ、多機関と連携・協働の面で利点を有することから、地域における対人援助の主力になり得ると指摘している。筆者は、民生委員・児童委員の活動や民生委員児童委員協議会の活動は、地域共生社会実現の一助となると考えている。しかし、国や基礎自治体に民生委員・児童委員活動の理解が不足していれば、「断らない支援」が民生委員・児童委員の負担の増加につながる可能性があるかと危惧している。

2019年、全国民生委員児童委員連合会は、『全民児連における虐待防止の取り組みについて（改訂版）』および子育て中の家庭や地域住民に向けた呼びかけ文『“子どもの笑顔は地域の宝”～まちぐるみで見守り支えましょう』を作成し、地域住民に対して児童虐待防止対策における民生委員・児童委員の活動を周知した。その上で、全国民生委員児童委員連合会は、民生委員・児童委員が率先して地域の子育て支援の活動が推進されるように地域住民や関係機関に対して働きかけている。2022年、全国民生委員児童委員連合会は、民生委員・児童委員活動、民生委員児童委員協議会の考え方を整理し、地

域での民生委員・児童委員がその活動を通じて、地域共生社会の実現に向けてどう取り組むのかを『地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動指針』としてまとめている。しかし、山本（2004）は、民生委員・児童委員のなかで、児童虐待と遭遇した時に基礎自治体や児童相談所等に相談・連携する等適切に対応できている者は少ない。また、児童虐待問題の対応機関としての役割があることを認識していない者も存在していると指摘している。民生委員・児童委員は、児童福祉法第25条および児童虐待防止法第6条において、児童虐待の通告者・仲介者とされている。しかし、こども家庭庁（2024）が公表した児童虐待相談対応の経路別件数の推移をみると、警察等が112,965件で全体の51.5%を占め、最も多いという結果であった。次に近隣・知人が24,174件で多かった。一方、民生委員・児童委員からの通告は79件であり、全体の1%にも満たない状況であった。この状況を鑑みると、著者は、山本（2004）が指摘しているように児童虐待に対して適切に対応する知識や方法を知らない者や児童虐待防止対策における民生委員・児童委員の役割を認識していない者が存在している可能性があると考ええる。

全国民生委員児童委員連合会（2024）は、住民の生活課題が複雑・複合化し、相談内容が多岐にわたるなかで、民生委員・児童委員が相談対応や支援につなげるためには、相談援助に関する知識・技術を習得する研修を重要としている。しかし、民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会が提示している研修体系やモデルプログラムにおいて「児童虐待」に関しては、新任民生委員・児童委員・主任児童委員【都道府県・指定都市研修】向けの基本プログラムにある「児童・高齢者・障がい者への虐待とその対応」だけである。民生委員・児童委員は、地域の相談役・つなぎ役として活動しているが、社会福祉・心理カウンセリング等の専門職ではない。しかも民生委員・児童委員の研修において自己覚知や傾聴等のソーシャルワークを学ぶ機会がないのが現状である。山本（2004）は、虐待者に対する批判的な気持ちをもちながらも、虐待者に寄り添い、相談などに応じなければならないという役割にジレンマを感じ、葛藤する者もいると指摘してい

る。著者は、民生委員・児童委員がその活動のなかで、児童虐待防止対策の役割を果たすには、児童虐待に関する知識やスキルを習得する必要があると考える。

しかし、民生委員・児童委員が積極的かつ効果的に児童虐待防止に取り組むための知識やスキルを習得できる標準化された研修は実施されていないのが現状である。そこで本研究では、より多くの民生委員・児童委員が地域における児童虐待の早期発見・介入に貢献できるようになるため、児童虐待防止に関する知識や自己効力感を高める講義と事例紹介を含む児童虐待防止に関する研修を開発し、その研修効果を検証することを目的とした。

## 研究方法

### 研究デザイン

本研究は、介入研究のため、まず民生委員・児童委員を対象とした児童虐待防止研修（以下、「児童虐待防止研修」とする）を開発した。次に開発した児童虐待防止研修の効果を検証するため、同研修を民生委員・児童委員に受講してもらい、受講者を対象に自記式質問紙により研修直前・直後・3か月後の3時点において調査を実施した。

### 研修開発の過程と内容

児童福祉司任用資格があり、基礎自治体職員かつ社会福祉士として、要保護児童対策地域協議会の担当経験が2年ある筆者は、以下の4名のエキスパートへのヒアリングにより、研修に含むべき最低限の要素を抽出した。4名のエキスパートは、①4期目の主任児童委員、②元児童相談所長である児童福祉司、③児童福祉司任用資格がある児童虐待防止団体スタッフ、④児童福祉司任用資格がある子育て支援団体代表である。なお、主任児童委員は、他の民生委員・児童委員と協力して子どもや子育てに関すること等、児童福祉に関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員である。そのなかでも4期（1期3年）務めている主任児童委員にエキスパートとして参加してもらった。

まず、筆者が既存の児童虐待および高齢者・障がい者虐待防止に関する研修の構成プログラム等を参

考に、研修内容に含めるべき要素として、「児童虐待」「民生委員・児童委員」「援助技術」「事例」の4つに整理した。次に、厚生労働省（2013）『子ども虐待対応の手引き』<sup>1)</sup>、（全国民生委員児童委員連合会ホームページ）『民生委員・児童委員とは』<sup>2)</sup>から、民生委員・児童委員に必要な児童虐待防止の知識・スキルの要素となる①「児童虐待」について、児童虐待に関する法律、児童虐待の定義、児童虐待の状況、被虐待児童への影響、児童虐待発生の背景・要因、児童虐待の通告の6要素、②「民生委員・児童委員」について、民生委員・児童委員、基本姿勢・基本的性格・活動原則、民生委員・児童委員と児童虐待防止、民生委員・児童委員の活動の4要素、③「援助技術」について、児童虐待防止に必要な視点とポイントの1要素、④「事例」の1要素、合計12要素を抽出し整理した。

エキスパート4名へのヒアリングは、対面とオンラインを併用して同時に計4回（1回120分程度）実施した（2023年6月から7月）。エキスパートには、事前にメールにて、厚生労働省（2013）『子ども虐待対応の手引き』および（全国民生委員児童委員連合会ホームページ）『民生委員・児童委員とは』を案内した。それに加えて、研修に含む内容の候補として前記①～④の要素を提示した。

第1回目のヒアリングでは、研修プログラム（案）の大項目である「児童虐待」「民生委員・児童委員」「援助技術」「事例」について意見を求め、検討した。研修の枠組みとしては合意形成を図ることができた。しかし、エキスパートからは、「グループワーク」を加えた方がより研修効果を得ることができるのではないかと指摘やオレンジリボン運動等児童虐待防止の市民活動の紹介も含め「児童虐待防止の啓発・広報」を追加してもよいのではないかという意見があった。

第2回目のヒアリングでは、まず、第1回目意見があった「グループワーク」と「児童虐待防止の啓発・広報」について、意見を求めた。検討の結果、「グループワーク」については、今回は、最低限の知識・スキルを習得することが主目的であるため、研修受講後に活動してから実施することが効果的であるという意見から今回の研修内容に含めないことになった。「児童虐待防止の啓発・広報」につ

いてはオレンジリボン運動等の活動があることを「児童虐待」のなかで知識として知ることができればよいという意見から今回の研修内容に含めないことになった。筆者は、小項目である12要素についてエキスパートに意見を求め、検討した。12要素については、どの要素も重要であるということで合意形成を図ることができた。しかし、エキスパートからは、要素も重要であるから研修の時間配分等に留意しないといけないと指摘された。また、「事例」については、児童虐待防止団体から提供してもらった方がよいという助言があった。「援助技術」については、どこまでの援助技術にするのかという意見があった。

第3回目のヒアリングでは、まず、児童虐待防止団体から提供していただいた5つの事例を検討し、2つの事例を選定した。また、「援助技術」については、検討した結果、バイステックの7原則、自己覚知・観察・傾聴等の初歩的なソーシャルワーク技術・コミュニケーション技術を取り入れることになった。

最終ヒアリングは、筆者が協議したことをまとめ、研修用資料を作成したものをエキスパートに提示し、時間配分等も含め、協議した。

以上の経緯を経て、研修は、「児童虐待について」（所要時間およそ20分）、「民生委員・児童委員」（所要時間およそ20分）、「民生委員・児童委員活動の可能性」（所要時間およそ10分）、「援助技術」（所要時間およそ30分）の講義、加えて「児童虐待・防止の事例」（所要時間およそ15分）を紹介し、最後に「質疑応答」（所要時間およそ5分）で構成（表1）することとした。ここで開発した研修は、2021年に筆者とともに児童福祉司任用前講習会を受講した研究対象者ではない主任児童委員1名と民生委員・児童委員2名、児童福祉施設職員2名に試行的に受講してもらい、民生委員・児童委員が地域における児童虐待の早期発見・介入するための知識やスキルが習得できるという研修内容・プログラムであることの妥当性や安全に実施できることを確認した。

表1 民生委員・児童委員を対象とした児童虐待防止研修の主な内容と実施方法

大項目	小項目	主な内容	授業方法
児童虐待	①児童虐待に関する法律	●児童虐待を規定した法律について学ぶ。	講義
	②児童虐待の定義	●児童虐待防止法で4つに分類されている虐待について学ぶ。	講義
	③児童虐待の状況	●わが国の児童虐待の現状を理解する。	講義
	④被虐待児童への影響	●虐待を受けることへの影響を理解する。	講義
	⑤児童虐待発生の背景・要因	●虐待が発生する背景や要因を理解する。	講義
	⑥児童虐待の通告	●児童虐待の通告が全国民であることを学び、なぜ義務なのか理解する。	講義
民生委員 児童委員	①民生委員・児童委員	●民生委員・児童委員について学ぶ。	講義
	②基本姿勢・基本的性格・活動原則		講義
	③民生委員・児童委員と児童虐待防止	●全民児連における児童虐待防止の取り組みから学び、理解する。	講義
	④民生委員・児童委員の活動	●民生委員・児童委員の活動における児童虐待防止対策の可能性を学ぶ。	講義
援助技術	①児童虐待防止に必要な視点とポイント	●児童虐待対応や支援の基本的視点を学ぶ。	講義
事例紹介	①事例紹介	●児童虐待防止の事例から学ぶ。	講義

## 研修の効果検証

### 調査方法

筆者は、近畿地方の民生委員児童委員協議会代表者会議開催時に会長や役員、事務局職員に対して研究協力依頼書と研究内容説明書を用いて研究説明を行い、研究実施承諾書に記入していただくことで研究協力への承諾を得た。先に開発した児童虐待防止研修の講師は筆者が務め、研修直前、研修直後、3か月後に自記式による質問紙調査を実施した。研究対象者は、研修当日の研修受付にて研修直前・研修直後・研修3か月後の3種類の質問紙と研究内容説明書および提出用封筒と返信用封筒が入った調査セットを他の研修資料等とともに受け取った。

研修終了後、筆者は研究対象者に研修直後用質問紙を記入し、既に記入済みの研修直前用質問紙と合わせて研修受付に提出するよう求めた。更に著者は研究対象者に研修終了3か月後に、研修3か月後用質問紙に記入し、返信先である筆者の大学院指導教員の住所や氏名が記載され、返信用切手が貼付された返信用封筒を用いて返送するよう研究対象者に依頼した。

本研究にて開発した児童虐待防止研修は、2023年10月に2回に分けて、近畿地方のA県B市文化福祉プラザで開催した。

調査期間は、2023年10月から2024年1月である。

### 調査内容

筆者と前述のエキスパート4名が、児童虐待防止研修等に含めるべき要素を抽出した際、研修効果測定に用いる質問項目も併せて作成した。本研究において実施する調査で使用する質問紙については、エキスパート4名と協議し、開発した研修内容を基に筆者が児童虐待防止に関する知識、自己効力感、属性、研修について（自由記述も含む）という内容構成で作成した。また、作成した質問紙は、研修内容同様にエキスパート4名と児童福祉を専門とする大学教員、社会福祉学を専門とする大学教員、研究対象者以外の民生委員・児童委員からフィードバックを受け、改訂している。

質問紙は、以下で構成した。①児童虐待防止に関する知識を問う設問について、それぞれ「正しい」もしくは「誤っている」の2択で回答する20項目（20点満点）。②「児童虐待を行った養育者（保護者など）の想いや考えを否定せず話を聴くこと」、「養育者（保護者など）が児童虐待を行った背景や状況の理解に努めること」、「児童虐待（疑いも含む）を発見した場合、児童相談所に通告すること」、「児童虐待を防止する視点をもって、日ごろの民生

委員・児童委員の活動をおこなうこと」、「養育に不安がある養育者（保護者など）の相談に乗ること」について、それぞれ“全くできない”から“十分できる”の5件法で回答する5項目（25満点）。③研究対象者の属性に関する6項目（年齢、性別、民生委員・児童委員活動歴、児童虐待防止研修の受講歴、対人援助に関わる国家資格の保有、児童虐待の通告歴）。④研修についての満足度等に関する設問としては、研修内容、研修資料、満足度については、“とても不満”から“とても満足”、理解度については、“全く理解できなかった”から“とても理解できた”、本研究で開発した児童虐待防止研修を受講していない民生委員・児童委員に対しての受講の勧奨については、“全く勧めたくない”から“是非勧めたい”、スキルアップ研修の受講意向については、“全く受講したくない”から“是非受講したい”の5件法で回答する6項目。⑤研修の感想等（自由記述）。

研修直前は、研究協力者に①、②、③の回答を求めた。研修直後は、①、②、④、⑤の回答を求めた。研修3か月後では、①、②の回答を求めた。

## 研究対象者

本研究に対する協力を承諾した近畿地方の民生委員・児童委員協議会において、児童虐待防止研修を開催し、この研修に参加し、研究協力に同意した民生委員・児童委員47名である。

## データ分析方法

統計学的な有意水準は5%未満とし、統計学的解析には、RおよびRコマンドの機能を拡張した統計ソフトウェア（EZR on R-commander Version11.62）を使用した。本研究で開発した研修の効果やその持続性を検証するために、児童虐待防止に関する知識の合計得点と民生委員・児童委員として児童虐待の対応や防止に関わる自己効力感の正答数・誤答数等の記述統計を算出した。その後、合計得点については、ノンパラメトリック検定であるフリードマン検定を用いて、研修直前群、研修直後群、3か月後群の得点の中央値の差を検討した。その後、各地点間の有意差を確認するためにボンフェローニ法による調整を用いた多重比較を実施した。また、効果検証

に用いた質問紙項目の構成概念妥当性の一部を検討するために、民生委員・児童委員の過去の児童虐待防止研修受講歴の有無による、知識と自己効力感の研修前の平均得点の差を検討するため、マンホイットニーU検定を実施した。研修内容や研修の満足度等は、研修直後の質問紙調査の結果から記述統計を算出した。自由記述は、記述にあった意見をカテゴリ別に分類した。

## 倫理的配慮

本研究における研修開発の方法や研修の効果検証は、武蔵野大学通信教育部研究倫理委員会による審査と承認（承認番号230826）を得て実施した。また、人を対象とする研究倫理を遵守し、研究参加や質問紙調査への回答は、自由意志によるものであり、研修直前・研修直後・3か月後の質問紙用紙に参加意思表示のチェック欄を設け、研究対象者自身がその意思を本研究等に表示できるように配慮した。研究対象者は、研修開始直前に本研究から研究内容の説明や倫理的配慮等について、研究内容説明書を用いて口頭で受けた。なお、研究対象者には質問紙の提出をもって研究参加に同意したものとした。著者は調査やその結果等から個人が特定されないように配慮し、研究を実施した。研修直前・研修直後・3か月後の質問紙は、それぞれ任意のID番号が付記され、3種類の調査票が同一人物の回答であることを認識するために連結したが、調査では個人を特定する情報は一切収集していない。

## 結果

### 質問紙回収結果

本研究で開発した児童虐待防止研修は近畿地方で2回実施した。1回目は26名、2回目は21名の合計47名の民生委員・児童委員が研究協力に同意し、参加した。研修を受講した民生委員・児童委員に質問紙を配付した結果、研修直前と研修直後は47名（回収率100%）、3か月後は44名（回収率94%）から回答を得た。

### 研究対象者の属性

研究対象者は、男性23名、女性24名の47名で

あった。また、平均年齢は64歳であった。活動歴は、1期目17名、2期目17名、3期目11名、4期目2名であった。児童虐待防止研修の受講歴は、有16名、無31名であった。虐待の通告歴は、男性、女性ともに通告をした経験はなかった。研究対象者のうち7名は対人援助の国家資格（看護師・保健師・社会福祉士・保育士）を所持し、民生委員・児童委員の活動を行っていた。

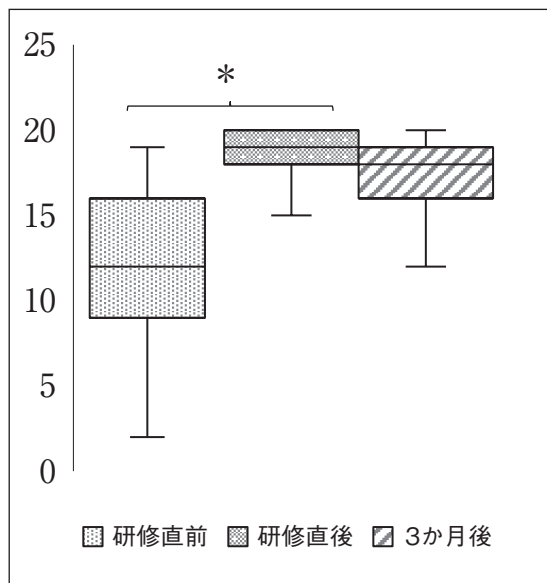
**児童虐待防止に関する知識、民生委員・児童委員としての対応や防止に関わる自己効力感**

「児童虐待防止に関する知識」、「児童虐待の対応や防止に関わる自己効力感」の設問の合計点の中央値の差を検討したフリードマン検定の結果は表2、その後の多重比較の結果は図1・図2の通りであった。研修後は研修前に比べ、「児童虐待防止に関する知識」「児童虐待の対応や防止に関わる自己効力感」のそれぞれの合計得点が有意に高かった。

**表2 児童虐待防止に関する知識、自己効力感**

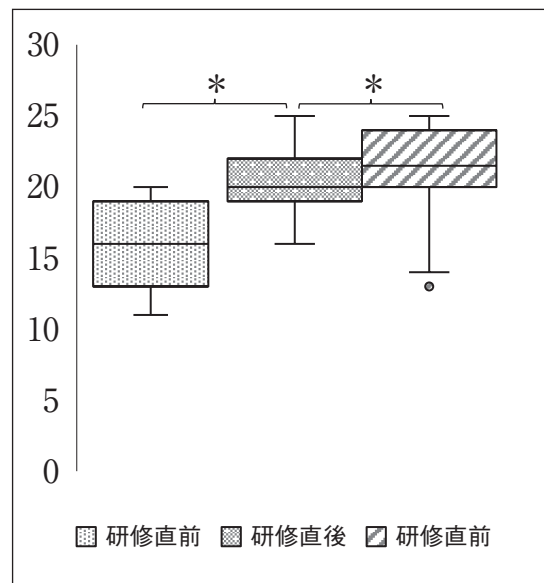
	研修前			研修後			研修3か月後			df	$\chi^2$	p
	中央値	最小値	最大値	中央値	最小値	最大値	中央値	最小値	最大値			
知識	12	2	20	19	15	20	18	12	20	2	46.98	0.00
自己効力感	15	11	20	20	16	25	21.5	13	25	2	68.24	0.00

n = 44；フリードマン順位検定



\*p<.001  
多重比較；ボンフェローニによる調整

**図1 児童虐待防止に関する知識の合計得点の推移 (研修直前・直後・3か月)**



\*p<.001  
多重比較；ボンフェローニによる調整

**図2 児童虐待の対応や防止に関わる自己効力感の合計得点の推移 (研修直前・直後・3か月)**

**民生委員・児童委員委嘱前の児童虐待防止研修の受講歴による検証**

児童虐待防止研修の受講歴のある人とない人で、「児童虐待防止に関する知識」と「児童虐待の対応や防止に関わる自己効力感」の合計得点の中央値に有意な差が認められるか、マンホイットニーU検

定を実施した。研修直前は、受講歴のある人の中央値（知識：中央値 = 16.5、最小値 = 2、最大値 = 19；自己効力感：中央値 = 18.5、最小値 = 12、最大値 = 20）は、受講歴のない人の中央値（知識：中央値 = 11、最小値 = 6、最大値 = 19；自己効力感：中央値 = 14、最小値 = 11、最大値 = 20）より

有意に高かった（知識： $W = 367$ ,  $p = 0$ ；自己効力感  $W = 383$ ,  $p = 0$ ）。

### 研修を受講して

研究協力者 47 名から研修内容、研修資料、研修満足度、研修理解度について回答（回答率 100%）があった。本研究において開発した児童虐待防止研

修は、図 3 の通り、研修内容・研修資料・理解度において満足度や理解度が高かった。また、研修を受講していない民生・児童委員に是非勧奨したい（15%）、勧奨した（77%）、フォローアップ研修を是非受講したい（13%）、受講したい（62%）という結果であった。

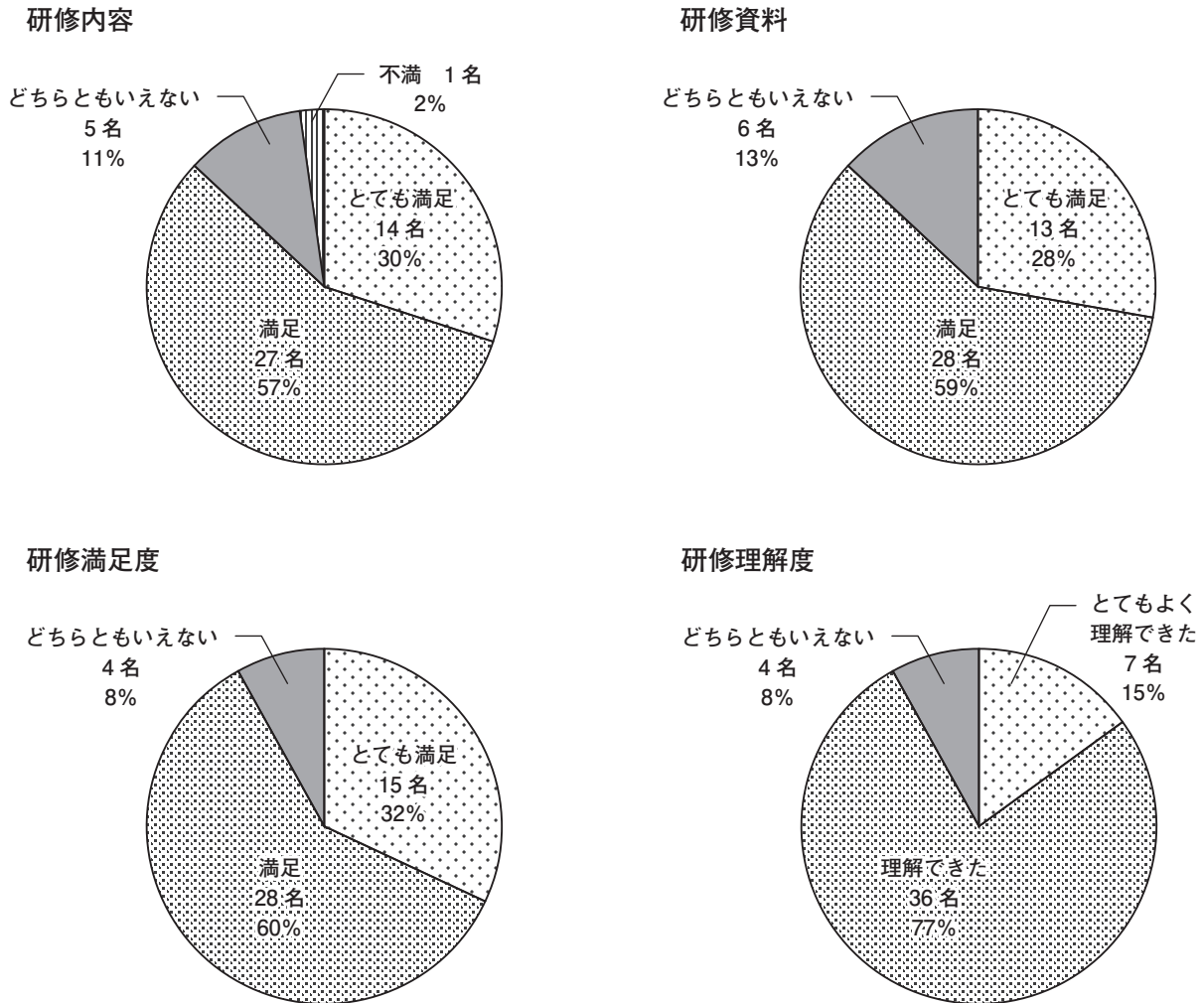


図 3 研修内容・研修資料・研修満足度・研修理解度

### 研修を受講して（自由記述）

質問紙「研修の感想等（自由記述）」については、39 名の研究協力者から 46 件の意見があった（回答率 83%）。この自由記述で得られた「研修受講後の意見」（表 3）は、《民生委員・児童委員（活動）》のカテゴリーでは、民生委員・児童委員の活動に可能性があることを認識したことや児童虐待防止に役立つ

ことを理解したという意見があった。しかし、その反面、研究対象者からは民生委員・児童委員の負担が増加することへの不安や心配があるという意見もあった。また、民生委員・児童委員（活動）に対するサポートの必要性等の意見もあった。《児童虐待》のカテゴリーでは、児童虐待が身近な問題であることや児童虐待を通告することへの不安等の意見

があった。《児童虐待防止研修》のカテゴリーでは、本研究で開発した研修を受講して、子育て家庭に対して話を聞いてあげられる、子育ての不安や心配な事を聞いてあげられるような活動をしていきたいという意見があった。しかし、児童虐待を行った親には虐待を繰り返させないためにもっと指導が必要であ

るという意見や研修を受講し、児童虐待に対して理解できることもあったが、理解できないこともあるという意見もあった。その他、研修方法として、グループワークや受講者同士が意見を交換できる時間があるのではないかという意見があった。

表3 研修受講後の意見の分類

カテゴリー	サブカテゴリー	意見数
民生委員・児童委員（活動）	民生委員・児童委員として	9
	主任児童委員の役割	2
	負担増加	2
	活動に対するサポート	2
児童虐待	児童虐待の通告	7
	児童虐待の現状	5
児童虐待防止研修	研修を受講して考えたこと	12
	研修方法	3

## 考察

本研究により、民生委員・児童委員が児童虐待の早期発見・介入するために求められる基本的な知識やスキルを習得することのできる一助となる研修が開発された。民生委員・児童委員が開発した児童虐待防止研修を受講することで、研修直後は、研修直前に比べ「児童虐待防止に関する知識」、「児童虐待の対応や防止に関わる自己効力感」のそれぞれの合計得点が有意に高かった。また、3か月後は、研修直後と比べ「児童虐待防止に関する知識」の合計得点に有意な減少は認められず、「児童虐待の対応や防止に関わる自己効力感」の合計得点は有意に向上している。このような結果から同研修の一定の効果を確認することができた。

また、本調査で用いた調査項目の妥当性については、項目の作成段階において、児童虐待防止対策の臨床や施策等に従事する実践家、研究者、筆者らが論議を重ね確認していることから、内容的妥当性はある程度確保できたと考えられる。また、本研修参加前に児童虐待防止研修受講歴がある人は、ない人に比べ、知識および自己効力感の合計得点の中央値が有意に高かった。このことから質問項目の構成概念妥当性は、限定的ではあるものの確認することができた。

大村（2010）は、民生委員・児童委員の活動を促

進するためには、国や基礎自治体等の行政機関や関係機関が民生委員・児童委員の活動を理解し、後方支援する体制を構築することが必要であると指摘している。また、杉原（2018）は、民生委員・児童委員の活動意欲を高めるには、国や基礎自治体等の行政機関・専門的機関から情緒的・手段的・情報のサポートの提供が必要であると指摘している。筆者は、児童虐待防止対策における民生委員・児童委員の活動を促進するため、本研究で開発した児童虐待防止研修はサポート体制、後方支援の一環となると考える。

民生委員・児童委員は、社会福祉や対人援助等の専門職でない。本研究協力者においても看護師・保育士・社会福祉士等の国家資格を所持し、活動している者は少なかった。全国民生委員児童委員連合会や単位民生委員児童委員協議会等は、積極的に児童虐待防止に関する知識やスキルを習得できる児童虐待防止研修会等に取り組んでいるとはいいがたい状況にある。つまり、多くの民生委員・児童委員は、児童虐待防止対策の役割や期待に対して、専門的な研修・訓練を受けることなく、活動を行っていると推測される。山本（2004）によると、民生委員・児童委員が児童虐待防止対策の一端を担うためには自己覚知や受容・傾聴・共感を行うためのソーシャルワークの知識やスキルが必要である。そのため、本研究で開発した児童虐待防止研修は、社会福祉や対

人援助等の専門職でない民生委員・児童委員が、初歩的なソーシャルワーク技術も習得できる機会とした。しかし、本研究ではスキルの習得を評価するにあたり、自己効力感の測定に留まったことから、今後は、児童虐待防止や対応に必要な専門技能・技法である「真のスキル」に焦点を当てた研修効果の検討も視野に研究を展開する必要があるだろう。

さて、3か月後が研修直後と比べて自己効力感の得点が有意に上がっている。筆者は、このことについて民生委員・児童委員が研修により児童虐待防止に関わる知識やリテラシーが強化され、児童虐待防止の視点をもって日々の活動を行い、研修転移が促進されたのではないかと推測する。また、著者は研究対象者が研修受講以前より、児童虐待防止に対する意識が高かったことが関係している可能性があると考え。小竹ほか（2009）は、研修を受講することによってその意識が更に強化、継続されたのかもしれない。そのうえ、研修を受講した者は自分の役割を再認識し、新たに習得した知識やスキルを実践の場で還元しながら活動を行い、研修効果を長期間維持・向上することができると指摘している。研修について、中原ほか（2018）は、研修受講者の満足度でその研修の成否を図るのではなく、受講者が習得した知識やスキルを活動のフィールドで実践できているかが重要であると指摘している。そのため、本研究で開発した児童虐待防止研修は、民生委員・児童委員が研修受講後その活動に活かせる内容とすることを心がけた。しかし、本研究では、研修受講後に、受講者の児童虐待防止に関わる行動変容が認められるかどうかは、検討しなかったことから、今後の課題とした。

開発した児童虐待防止研修を受講した者は、研修満足度や理解度、研修を受講していない民生委員・児童委員への受講勧奨は高かった。また、フォローアップ研修の受講意向も高かった。一方、調査票の自由記述では、児童虐待を通告することへの不安や心配、業務の負担といった声も上がっている。そのため、研修の実施に留まらず、民生委員・児童委員が安心して活動を展開するためのサポート体制やフォローアップ研修等が必要であることが窺えた。

最後に本研究は、シングルアームによる介入効果の検討であったことから、今後はより科学的な手法

を用いた効果検証が必要である。また、研修効果を測定するための指標として、今回は信頼性・妥当性が確立した尺度等を用いたわけではないため、更なる研修効果の検討には、評価指標のバリデーションも必要である。今後は、これらの課題も含め、民生委員・児童委員による児童虐待防止活動の増強に寄与する可能性を更に探索していきたい。

## 謝辞

本稿は、2024年度特定課題研究として提出した論文を一部加筆修正したものである。本研究にあたり、指導教員として多大なご指導を賜りました武蔵野大学大学院通信教育部人間社会研究科実践福祉専攻小高真美教授に深謝いたします。また、本研究の研究協力者としてご協力していただいた近畿地方の民生委員・児童委員、研修開発・質問紙作成にご協力していただいた児童虐待等のエキスパート4名に深謝の意を表します。

## 注

- 1) 『子ども虐待対応の手引き』は、2024年に改正版としてこども家庭庁から発刊されているが、研究時に入手可能であった2013年改正版を使用した。ただし、2024年の改正により本研究で使用した内容の変更はなかった。
- 2) 全国民生委員児童委員連合会ホームページ内「民生委員・児童委員とは」  
([https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/minsei\\_zidou\\_summary/](https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/minsei_zidou_summary/))

## 引用・参考文献

- 大村美保（2010）「民生委員の感じる困難さとその要因—民生委員活動との関係を中心として—」『東洋大学福祉社会開発研究』(3). 79-92
- オトナanser編集部（2022）「児童虐待の通告は「義務」する、しないの基準は？ 罪に問われるか、弁護士に直撃」  
<https://otonanswer.jp/post/139511/>  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 加藤曜子（2010）「児童虐待の防止に向けた地域の取り組みの現状と課題」『社会保障研究』45. 407-416
- 加藤曜子（2014）「児童虐待予防に向けた県と市町村の取り組み」『流通科学大学論集』26（2）. 1-11
- こども家庭庁（2024）「児童虐待防止対策」

- <https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai>  
(2024. 7. 12 閲覧)
- こども家庭庁 (2024)「子ども虐待対応の手引き 令和6年4月改正版」  
[https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/hourei-tsuuchi/taiou\\_tebiki](https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/hourei-tsuuchi/taiou_tebiki)  
(2024. 7. 12 閲覧)
- こども家庭庁 (2024)「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数 (速報値)」  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401\\_policies\\_jidougyakutai\\_19.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf)  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 厚生労働省 (2004)「民生委員・児童委員の研修について (通知)」  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta3876&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta3876&dataType=1&pageNo=1)  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 厚生労働省 (2004)「児童委員の活動要領」  
[https://www2.shakyo.or.jp/old/pdf/mjassist\\_tebiki41\\_5.pdf](https://www2.shakyo.or.jp/old/pdf/mjassist_tebiki41_5.pdf)  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 厚生労働省 (2005)「市町村児童家庭相談援助指針」  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjo-sisin-honbun.html>  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 小竹久美子・坏千代子・小坏悦子 (2009)「看護師リーダー資質養成に関する研究—アンドラゴジーの原理を適用した院内研修の効果検証—」『日本看護研究会雑誌』32 (1). 99-1-104
- 滋賀県健康医療福祉部子ども・青年局編 (2020)『市町村向けの子どもの虐待対応マニュアル』
- 杉原陽子 (2018)「東京都の民生委員の活動継続意欲を促進・阻害する要因：援助効果, 役割ストレス, サポートとの関連」『日本公衛誌』65 (5). 233-242
- 全国民生委員児童委員連合会 (2017)「全国児童委員活動強化推進方策 2017」  
<https://www2.shakyo.or.jp/wpcontent/uploads/2020/03/8944118606b6974a9ba87b70f9801219.pdf>  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 全国民生委員児童委員連合会 (2019)「全民児連における児童虐待防止の取り組みについて (改訂版)」  
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/news/2019070302/>  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 全国民生委員児童委員連合会 (2019)「“子どもの笑顔は地域の宝” ～まちぐるみで見守り支えましょう」  
<https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2019/07/3b245fd29abc894e8167cb89de93a072.pdf>  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 全国民生委員児童委員連合会 (2022)「活動事例集地域共生社会と民児協活動～地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動指針～」  
<https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2022/03/chiikikyosei-to-minjikyoo.pdf>  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 全国民生委員児童委員連合会 (2024)「民生委員・児童委員の基本姿勢、基本的性格、活動の原則」  
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/shisei>  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 全国民生委員児童委員連合会 (2024)「民生委員・児童委員研修」  
[https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/minsei\\_training](https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/minsei_training)  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 全国民生委員児童委員連合会ホームページ内「民生委員・児童委員とは」  
[https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/minsei\\_zidou\\_summary/](https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/minsei_zidou_summary/)  
(2024. 7. 12 閲覧)
- 中原淳・島村公俊・鈴木英智佳・関根雅泰 (2018)『研修開発入門「研修転移」の理論と実践』ダイヤモンド社
- 堀口康太 (2019)「民生委員、主任児童委員による地域の支援を要する児童への見守りのプロセス」『子育て研究』9. 15-30
- 村本邦子 (2003)「予防としての虐待防止活動」山本和郎 (編)『臨床心理学的地域援助の展開』培風館, 88-105
- 山田文紀 (2007)「児童虐待防止と住民意識に関する研究」『創価大学大学院紀要』29. 209-309
- 山本哲也 (2004)「児童虐待問題における児童民生委員活動の可能性と課題」『つくば国際大学研究紀要』10. 165-173

## 付録

---

下記、本研究で開発し、質問紙調査において、使用した「民生委員・児童委員として児童虐待の対応や防止に関わる自己効力感」の質問項目を抜粋したものである。

1. 児童虐待を行った養育者（保護者など）の想いや考えを否定せず話を聴くこと

1 十分できる 2 できる 3 どちらともいえない 4 できない 5 全くできない

2. 養育者（保護者など）が児童虐待を行った背景や状況の理解に努めること

1 十分できる 2 できる 3 どちらともいえない 4 できない 5 全くできない

3. 児童虐待（疑いも含む）を発見した場合、児童相談所に通告すること

1 十分できる 2 できる 3 どちらともいえない 4 できない 5 全くできない

4. 児童虐待を防止する視点をもって、日ごろの民生委員・児童委員の活動をおこなうこと

1 十分できる 2 できる 3 どちらともいえない 4 できない 5 全くできない

5. 養育に不安がある養育者（保護者など）の相談に乗ること

1 十分できる 2 できる 3 どちらともいえない 4 できない 5 全くできない

---